

1 計画書の目的

三重県及び県内の特定行政庁で構成する三重県建築行政マネジメント推進協議会（以下、「協議会」という。）は、平成 23 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「三重県建築行政マネジメント計画」を定め、特定行政庁ごとに目標を設定し、建築物の安全性を確保するための実施方策に対する取組みを行ってきました。この計画期間が平成 26 年度で終了したこと及び国土交通省から建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について技術的助言（平成 27 年 2 月 20 日付け国住指第 4428 号）が発出されたことを受け、協議会は平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間を計画期間とする「三重県建築行政マネジメント計画（平成 27 年 3 月改訂版）」（以下、「改訂計画」という。）を策定し、引き続き各実施方策に取り組んでいくこととなりました。

亀山市は、平成 26 年度より協議会の会員となり限定特定行政庁として建築行政にあたってきましたが、その中で市として取り組むべき課題が次第に明らかになってきました。

そこで、改訂計画において各特定行政庁が取り組むべき実施方策とされている建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについて、市としての取組方針を本計画書に定めることとします。

2 建築確認審査の迅速化のための取組

(1) 確認申請受け付け時のチェック

申請書の所管、受理できる要件及び必要な書類の有無を確認します。

(2) 審査方法の改善

- ・事前相談に積極的に対応することで指摘事項を減らし、審査期間の短縮を図ります。
- ・指摘事項の通知は、文書に加えて FAX や電子メールを活用し、迅速に伝達するよう努めます。

(3) 審査体制の整備

- ・円滑な建築確認等の審査を実施するための審査体制を整備します。
- ・三重県が所管する確認申請については、県の地域機関との連携により、進達にかかる期間を短縮するよう努めます。

(4) 消防同意手続きとの連携

- ・消防同意を要する確認申請の場合には、事前相談等の際に予め消防本部予防室との協議を行うよう促します。
- ・消防同意を依頼する際には、手続きが円滑となるよう事前調整する等の措置を講じます。

(5) 三重県建築行政会議建築確認円滑化対策連絡協議部会における意見交換

各審査機関及び建築関係団体で構成する同部会において、建築確認手続き等にかかる問題点等について、定期的に意見を交換し改善を図ることにより、審査を円滑に進めます。

(6) その他確認審査手続きの迅速化のための取組

建築主事が物件毎の審査の進捗状況を把握できるよう、室内での情報共有を図るとともに、審査体制や審査方法について適宜見直します。

3 建築確認の審査過程のマネジメント

(1) 物件毎の進捗管理

建築確認申請書を受付けた段階で、審査にかかる日数、指摘事項の送付日、消防同意の送付予定日など、確認処分を行うまでの概略の日程を想定の上、計画的に審査事務にあたることとします。

(2) 市民からの相談・意見等を受け付ける窓口の設定

市のホームページや審査担当窓口で建築確認審査に関する相談、意見等を受け付け、業務の改善に活用します。

(3) 審査員の技術力向上等の取組

三重県特定行政庁会議を通じて各機関の審査内容に係る情報交換を行い、室内での情報共有を図ります。また、審査員が研修等に計画的に参加できる環境を整備し、技術向上を図ります。

(4) 審査の品質確保のための取組

審査の指摘内容を申請者に分かりやすく伝達するよう努めます。また、建築行政会議等を活用し、審査時の運用をできるだけ明確にし、取扱いにばらつきが生じないように努めます。